

判断基準の将来展開検討分科会における検討状況について

1. プレミアム基準の考え方

プレミアム基準を検討するに当たっての基本的な考え方は、以下のとおり。

(1) プレミアム基準の目的

プレミアム基準の目的は、以下のとおり。

- 市場の更なるグリーン化に貢献できる基準
- ボトムアップだけではなくトップを引き上げていくことを目指す基準（より高い環境意識を有する調達者・消費者の求める基準）
- 需要側、供給側ともに、環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織を更に進めるようにする基準
- 事業者の技術開発等の方向性を示す基準、開発目標となり得る基準
- 関連するサプライチェーンや役務分野における環境配慮への取組を促す基準

(2) プレミアム基準の設定レベル

プレミアム基準の設定レベルについては、以下の3段階を想定し、検討を行う。

- 国等の機関の調達方針¹に盛り込むレベル基準（一定の競争性の確保が必要）
- 実用的に可能性のあるレベルの基準
- 将来的に到達すべきレベルの基準（方向性を示す）

(3) プレミアム基準に求められる要件

プレミアム基準に求められる基準自体の要件及び基準への適合の確認方法は、以下のとおり。

○ プレミアム基準の要件

- 分野・品目に応じた重視すべきライフサイクルと環境負荷項目を選択すること
- 環境負荷項目間やライフサイクル間のトレードオフを招くことがないようにすること
- 特定調達品目については、既存の基準（他の制度や環境ラベル等）と比較して、環境負荷が低減されていること（他の基準において、より高い基準が設定されている場合は当該基準を準用）
- 市場におけるトップランナー（リーダーシップ）であること
- 可能な範囲で事業者の環境配慮への取組を評価すること²

¹ 平成24年度より環境省本省の調達方針に盛り込む方向で検討中。

- プレミアム基準の適合確認
 - 情報が適切に開示・提供されていること
 - 第三者による客観的な評価がなされていること

2. プレミアム基準の内容

(1) 主な環境政策の課題への対応方針

地球温暖化の防止、循環型社会の構築、生物多様性の保全等の主な環境政策において今後重視すべき対応方針を明らかにして、分野別・品目別のプレミアム基準を検討する場合における基本的な対応方針とする。

- 地球温暖化の防止、エネルギー
 - 省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用、温室効果ガス排出抑制等
- 循環型社会の構築
 - 3Rの優先順位の明確化（リデュース、リユースの推進に誘導）、長期使用
- 社会システムの構築
 - 回収・リサイクルシステムなど社会システムの構築を目指す

(2) 分野・品目によらない共通事項

前述「1 (3) プレミアム基準に求められる要件」に示した内容を分野・品目によらないプレミアム基準の共通事項とする。

(3) 分野・品目別の個別事項

分野・品目別のプレミアム基準において重視すべきライフサイクル、環境負荷項目を検討する。

- 既存の特定調達品目の判断の基準として定められているもの
 - 現行の特定調達品目の主な判断の基準と環境負荷項目については資料5別紙参照
- 既存の特定調達品目の判断の基準として定められていないもの（例：詳細は次年度の検討内容）
 - 材料の統一、プラスチック等の材料表示（一部環境配慮設計の項目として設定）
 - 希少金属類の減量化、再生利用（配慮事項として設定）
 - 事業者の取組の評価（EMS、環境保全活動支援、環境会計等）
 - 生物多様性の保全
 - その他、配慮事項に定められている事項

² プレミアム基準の検討に当たって評価項目として配慮すべき事項。

(4) 基準検討に当たっての視点

○ 確認手段の有無

- 他の制度や環境ラベル等を利用して容易にプレミアム基準への適合が確認できるもの
- ラベル等の表示はないが、エネルギー消費効率や再生材料配合率等の数値表示等により、比較的容易にプレミアム基準への適合が確認できるもの
- 上記以外

○ 将来的な技術革新等の見通し

- 現在の技術から画期的な進歩が見込めないもの
- 将来的に技術の向上などにより著しい進歩の見込めるもの
- 将来的にはサービサイジングなど役務分野の拡大が一層進む可能性を想定することが必要

3. 今後の検討課題

詳細な内容については、次年度以降に検討することになるものと考えられるが、現段階において検討すべき課題を例示すると、以下のとおり。

(1) モデルケースによるプレミアム基準の検討

- モデルケースとして複数の特徴的な分野・品目を選定し、具体的なプレミアム基準を設定（ライフサイクル、環境負荷項目、対応する評価指標の検討等）

(2) プレミアム基準の活用・連携

- プレミアム基準の調達による環境負荷低減効果を算定・提供に関する検討
- 他の市場のグリーン化に係る施策（カーボン・オフセット、エコリーフ、カーボンフットプリント等）との連携に関する検討（相乗効果を期待）

(3) 環境表示・情報提供

- プレミアム基準適合製品等の確認・表示方法に関する検討
- プレミアム基準の調達による環境負荷低減効果を算定・提供に関する検討（再掲）
- 国による情報発信のための事業者からの情報提供の協力に関する検討
- 基準への適合に関する根拠となる数値の開示に関する検討（基準適合製品等に求められる要件：再掲）
- 第三者による客観的な評価に関する検討（基準適合製品等に求められる要件：再掲）

(4) その他

- 先進的な事業者からの提案募集・ヒアリング等の実施に関する検討（現行の提案募集と併せて実施する等）
- 第三者認証の評価方法
- 先進的な取組を行う事業者を評価する方法に関する検討

プレミアム基準策定ガイドライン（仮称）の構成について（案）

本年度作成するプレミアム基準策定ガイドライン（仮称）（以下「ガイドライン」という。）の構成案を以下に示す。

プレミアム基準策定ガイドライン（仮称）構成案

1. はじめに

- 1-1 ガイドラインの作成目的
- 1-2 ガイドラインの適用範囲

2. 対象分野・品目の考え方

3. プレミアム基準の考え方

- 3-1 プレミアム基準の基本的な考え方
- 3-2 プレミアム基準の設定レベル
- 3-3 プレミアム基準に求められる要件

4. プレミアム基準の内容

- 4-1 主な環境政策の課題への対応方針
- 4-2 共通事項
- 4-3 個別事項
- 4-4 基準設定に当たっての留意事項

5. 国等の機関の調達方針に盛り込む基準例

- 5-1 対象分野・品目
- 5-2 プレミアム基準
- 5-3 運用方法と運用状況の確認

◇資料編

上記の構成案に沿って、ガイドラインに記述する内容案を、以下に示す。

1. はじめに

1-1 ガイドラインの作成目的

- 環境配慮に先駆的に取り組む組織等による市場の牽引・イノベーションの促進、物品等の製造・提供事業者における環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となる、より高い環境性能に基づく基準（以下「プレミアム基準」という。）を示すことが極めて有効
- プレミアム基準が将来の特定調達品目に係る判断の基準等として位置づけられることが物品等の製造・提供事業者の技術開発を促すためのインセンティブとなるとともに、環境に配慮した物品等の市場への供給が期待
- 環境物品等が選択される市場の形成（市場の更なるグリーン化）が促進

1-2 ガイドラインの適用範囲

- ガイドラインの概要の解説、用語の定義等及びガイドラインの適用範囲について記載

2. 対象分野・品目の考え方

- プレミアム基準を設定する物品等の分野・品目について基本的な考え方、設定の優先順位等（環境負荷が大きいもの、社会への波及効果が期待できるもの等）について記載

3. プレミアム基準の考え方

3-1 プレミアム基準の基本的な考え方

- プレミアム基準の目的、設定されることによる効果について記載

3-2 プレミアム基準の設定レベル

- プレミアム基準の設定レベル（複数レベルと各基準レベルを設定する必要性）について記載

3-3 プレミアム基準に求められる要件

- プレミアム基準に求められる必要条件（基準自体の要件、基準適合品等の確認のための要件）について記載

4. プレミアム基準の内容

4-1 主な環境政策の課題への対応方針

- 主な環境政策の課題（地球温暖化、循環型社会、生物多様性等）の解決に向けた対応方針について記載

4-2 共通事項

- プレミアム基準に共通的に求められる要件（3-3）について記載

4-3 個別事項

- 分野・品目別のプレミアム基準において重視すべきライフサイクル、環境負荷項目について記載

4-4 基準設定に当たっての留意事項

- プレミアム基準の設定に当たっての留意事項（基準レベルによる差異、役務への拡大等）について記載

5. 国等の機関の調達方針に盛り込む基準例

5-1 対象分野・品目

- 国等の機関の調達方針に盛り込むことが可能な分野・品目及び選定の考え方を記載³
- 実際に試行するためには、一定の競争性の確保を図るとともに、調達者が比較的容易にプレミアム基準の適合物品等を確認可能な品目から優先的に選定することが重要

5-2 プレミアム基準

- 具体的な品目別（5-1に示されたもの）のプレミアム基準及び設定の考え方（環境政策の課題への対応方針を踏まえた基準の内容（重視するライフサイクル、環境負荷項目）等）について記載
- 物品に限らず、役務についても環境政策の課題への対応方針が反映されるように誘導する必要がある旨記載

5-3 運用方法と運用状況の確認

- 国等の機関の調達方針に盛り込まれた品目及びプレミアム基準に適合する物品等の確認方法や調達実績の集計方法等について記載

³ 一定の競争性の確保及び基準を満たす物品等の供給状況等に留意しつつ、可能な品目について検討の上、平成24年度からの環境省の調達方針に定め、環境省が自ら率先してプレミアム基準を満たす物品等の調達を推進することを想定